

# 平成26年度の建設工事に係る入札制度の見直しについて お知らせ

岡山県土木部

岡山県の入札制度について、次のとおり見直しを行い、平成26年4月から実施しますので、お知らせします。

I 最低制限価格等の公表 (P 1)

II 一般競争入札参加条件等の見直し (P 1)

III 総合評価落札方式の見直し (P 2)

IV 低入札価格調査制度の見直し (P 3)

※H26.7.11 一部訂正 (P 6)  
(V) 電気通信設備工事における読み替え後の一般管理費等の額について。  
(誤) 機器単体費の額に10分の2を乗じた額及び一般管理費等の額の合計額  
(正) 機器単体費の額に10分の1を乗じた額及び一般管理費等の額の合計額

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>)から → 画面左上の「組織で探す」をクリック → 「土木部」をクリック → 「技術管理課」をクリック

## 【問合せ先】

入札・契約制度の見直しについて  
土木部技術管理課技術指導班  
TEL 086-226-7460

## I 最低制限価格等の公表

公共工事の入札・契約について一層の透明性を図るため、平成26年4月1日以降に入札公告、指名通知を行う工事から、最低制限価格を設定した場合は**最低制限価格**、調査基準価格を設定した場合は**調査基準価格**、失格基準価格を設定した場合は**失格基準価格**について、**落札者を決定した日の翌日**（落札者を決定した日の翌日が休日に当たるときは、当該翌日後においてその日に最も近い休日でない日）に**公表を行う**こととします。

## II 一般競争入札参加条件等の見直し

### 1. 施工実績の対象期間について

平成26年4月1日以降に入札公告する工事から、一般競争入札参加条件のうち企業及び配置予定技術者の施工実績の対象期間について、過去14年間から**15年間**に延伸します。

### 2. 入札参加時における配置予定技術者の取扱いについて

一般競争入札（条件付）における配置予定技術者の取扱い（**総合評価落札方式（拡大試行分を含む。）により行われる入札を除く。**）について、応札者の更なる受注機会の確保を図るため、平成26年4月1日以降に入札公告するものから、**契約締結時までに配置予定技術者を配置することが可能である場合に**、次のとおり緩和します。なお、議会の議決を要する工事については、配置予定技術者の取扱いに変更はありません。

- ① 入札参加資格確認申請を行う時点において、他の工事に監理技術者又は主任技術者として従事している技術者については、**契約締結時までに配置することが可能である場合に配置予定技術者**とすることができます。
- ② **工事1件につき、3名までの配置予定技術者**を申請することができます。
- ③ 配置予定技術者に専任が必要とされる工事であっても、**岡山県以外が行う入札の配置予定技術者とする**ことを可能とします。
- ④ 落札者の決定日以降に、入札参加資格確認申請を行った配置予定技術者の全てが配置できなくなったことが判明した場合は、指名停止等の措置を講ずることがあります。

### Ⅲ 総合評価落札方式の見直し

公共工事の品質確保等を図るため、平成26年4月1日以降に入札公告する工事から、次のとおり総合評価一般競争入札（条件付）の評価項目について見直しを行います。

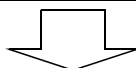
#### ① 施工実績の評価対象期間の延伸

企業及び配置予定技術者の施工実績並びに近隣地域での施工実績の評価対象期間について、過去14年間から**15年間**に延伸します。

#### ② 企業の施工実績における同種工事の取扱いの変更

##### 【例：現行】

① 企業工 の実績	平成11年度以降に発注された同種工事の施工実績の有無	(発注規模)以上の(指定する工事(工種))の元請け実績あり	2.0	/2.0	別記様式1-2
		上記に該当しない。	0.0		



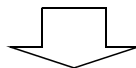
##### 【例：変更後】

① 企業工 の実績	平成11年度以降に発注された同種工事の施工実績の有無	(発注規模)以上の(指定する工事(工種))の元請け実績あり	3.0	/3.0	別記様式1-2
		(発注規模)未満の(指定する工事(工種))の元請け実績あり	1.0		
		上記に該当しない。	0.0		

#### ③ 配置予定技術者の施工実績における同種工事の取扱いの変更

##### 【例：現行】

② 配置技 術者 の 能 力	平成11年度以降に発注された同種工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した実績の有無	主任技術者又は監理技術者として(発注規模)以上の(指定する工事(工種))を施工した実績あり	3.0	/3.0	別記様式2-2
		主任技術者又は監理技術者として(発注規模)未満の(指定する工事(工種))を施工した実績あり	1.5		
		現場代理人として(指定する工事(工種))を施工した実績あり(主任技術者又は監理技術者を兼務した場合を除く。)	1.0		
		施工実績なし	0.0		



##### 【例：変更後】

② 配置技 術者 の 能 力	平成11年度以降に発注された同種工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した実績の有無	主任技術者又は監理技術者として(発注規模)以上の(指定する工事(工種))を施工した実績あり	4.0	/4.0	別記様式2-2
		主任技術者又は監理技術者として(発注規模)未満の(指定する工事(工種))を施工した実績あり	2.0		
		現場代理人として(指定する工事(工種))を施工した実績あり(主任技術者又は監理技術者を兼務した場合を除く。)	1.0		
		施工実績なし	0.0		

## IV 低入札価格調査制度の見直し

岡山県の建設工事に係る低入札価格調査制度について、次のとおり見直しを行い、平成26年4月1日以降に入札公告を行うものから実施します。

### ① 調査基準価格の算定方法の変更

以下の工事について、調査基準価格の算定方法を変更します。

工 事 種 別	内 容
(I) 一般土木工事やPC工事等(鋼橋上部工事以外)で工場製作工(検査路製作工)がある工事	発注者の設計図書が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、I-1-②-1 「(1) 一般土木」により請負工事費が構成されたものに、工場製作原価を計上して、予定価格を算出した工事。 なお、工場製作原価は、IV-7-①-1 「①鋼橋製作工」に基づき算出されるものであること。ただし、(II) から (VII) を除く。
(II) 鋼橋上部工事	発注者の設計図書が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、IV-7-①-1 「①鋼橋製作工」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(III) 施設機械設備工事	発注者の設計図書が農林水産省 土地改良工事積算基準(施設機械)に基づき積算されたもので、p.37「第3 施設機械設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(IV) 機械設備工事	発注者の設計図書が岡山県土木部 機械設備積算基準及び解析に基づき積算されたもので、IX-1-1「③ 請負工事費の構成」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(V) 電気通信設備工事	発注者の設計図書が農林水産省 土地改良工事積算基準(施設機械)に基づき積算されたもので、p.37「第5 電気通信設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(VI) 電気通信設備工事(一般工事)	発注者の設計図書が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、VII-1-2「(1) 一般工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(VII) 電気通信設備工事(鉄塔・反射板工事)	発注者の設計図書が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、VII-1-2「(2) 鉄塔・反射板工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事

現 行	変 更 後
調査基準価格は、予定価格(税抜)の10分の7から10分の9の範囲内で設定	調査基準価格は、(1)～(4)の合計 ただし、予定価格(税抜)の10分の7から10分の9の範囲内 (1) <span style="color: red;">直接工事費の額</span> ※ × 95% (2) <span style="color: red;">共通仮設費の額</span> ※ × 90% (3) <span style="color: red;">現場管理費の額</span> ※ × 80% (4) <span style="color: red;">一般管理費等の額</span> ※ × 55%

※) 上記表中の直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額は、工事によってそれぞれ別表による読み替えを行います。

② 調査の方針※注<sup>2</sup>の見直し

上記①の工事について、失格基準の算定方法を変更します。

現 行	変 更 後
入札価格が予定価格（税抜）の3分の2以上	直接工事費の額※ の90%以上
	共通仮設費の額※ の85%以上
	現場管理費の額※ の75%以上
	一般管理費等の額※ の50%以上

全ての工事について、入札価格が予定価格（税抜）の3分の2を下回る場合は、契約の内容に適合した工事が履行されないと判断し、失格とします。

※) 上記表中の直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額は、工事によってそれぞれ別表による読み替えを行います。

注1： 「岡山県建築工事積算基準」については、建築営繕課ホームページに掲載しています。

注2： 調査の方針：「岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における入札価格の内訳書等の調査の方針」（別添参照）

## 別表

	(Ⅰ) 一般土木工事やPC工事等(鋼橋上部工事以外)で工場製作工(検査路製作工)がある工事	(Ⅱ) 鋼橋上部工事
適用工事	発注者の設計図書が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、I-1-②-1 「(1) 一般土木」により請負工事費が構成されたものに、工場製作原価を計上して、予定価格を算出した工事。 なお、工場製作原価は、IV-7-①-1 「①鋼橋製作工」に基づき算出されるものであること。ただし、(Ⅱ) から (Ⅶ) を除く。	発注者の設計図書が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、IV-7-①-1 「①鋼橋製作工」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事。
読み替え前	読み替え後	
直接工事費の額	直接工事費の額	直接工事費の額
共通仮設費の額	間接労務費(※)及び共通仮設費の合計額	間接労務費(※)及び共通仮設費の合計額
現場管理費の額	工場管理費及び現場管理費の合計額	工場管理費及び現場管理費の合計額
一般管理費等の額	一般管理費等の額	一般管理費等の額
<p>上表における用語の定義はそれぞれの基準の定めるところによる。</p> <p>※ 発注者の設計図書における間接労務費の取扱いについて</p> <p>① 橋体工場製作費を計上しているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間接労務費 = 橋体工場製作費 × 間接労務比率 / (1 + 間接労務比率) (1円未満切り捨て)</li> <li>・ 製作費 = 橋体工場製作費 - 間接労務費</li> </ul> <p>② 橋体工場製作費(付属物製作工数)を計上しているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間接労務費 = 橋体工場製作費(付属物製作工数) × 間接労務比率 / (1 + 間接労務比率) (1円未満切り捨て)</li> <li>・ 製作費 = 橋体工場製作費(付属物製作工数) - 間接労務費</li> </ul> <p>③ 横断歩道橋工場製作費を計上しているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間接労務費 = 横断歩道橋工場製作費 × 間接労務比率 / (1 + 間接労務比率) (1円未満切り捨て)</li> <li>・ 製作費 = 横断歩道橋工場製作費 - 間接労務費</li> </ul> <p>なお、入札者の内訳書において間接労務費が明記されていない場合は、以下のように取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札者の内訳書に間接労務比率が明記されている場合は、上記①～③と同様の取扱いを適用し、間接労務比率は入札者の記載した値を用いる。</li> <li>・ 入札者の内訳書に間接労務比率が明記されている場合は、上記①～③と同様の取扱いを適用し、間接労務比率は発注者の設計図書における値を用いる。</li> </ul>		
	(Ⅲ) 施設機械設備工事	(Ⅳ) 機械設備工事
適用工事	発注者の設計図書が農林水産省 土地改良工事積算基準(施設機械)に基づき積算されたもので、p.3「第3 施設機械設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事	発注者の設計図書が岡山県土木部 機械設備積算基準及び解析に基づき積算されたもので、IX-1-1「③ 請負工事費の構成」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
読み替え前	読み替え後	
直接工事費の額	直接製作費及び直接工事費の合計額	直接製作費及び直接工事費の合計額
共通仮設費の額	間接労務費及び共通仮設費の合計額	間接労務費及び共通仮設費の合計額
現場管理費の額	工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額	工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額
一般管理費等の額	一般管理費等の額	一般管理費等の額

(V) 電気通信設備工事	
適用工事	発注者の設計図書が農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）に基づき積算されたもので、p.37「第5 電気通信設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
読み替え前	読み替え後
直接工事費の額	機器単体費の額に10分の6を乗じた額及び直接工事費の額の合計額
共通仮設費の額	機器単体費の額に10分の1を乗じた額及び共通仮設費の額の合計額
現場管理費の額	機器単体費の額に10分の2を乗じた額、機器間接費の額及び現場管理費の合計額
一般管理費等の額	機器単体費の額に10分の <del>2</del> <sup>1</sup> を乗じた額及び一般管理費等の額の合計額

※H26.7.11 一部訂正  
(V) 電気通信設備工事  
読み替え後の一般管理費等の額について。  
(誤) 機器単体費の額に10分の2を乗じた額  
及び一般管理費等の額の合計額  
(正) 機器単体費の額に10分の1を乗じた額  
及び一般管理費等の額の合計額

(VI) 電気通信設備工事 (一般工事)		(VII) 電気通信設備工事 (鉄塔・反射板工事)
適用工事	発注者の設計図書が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、VII-1-2「(1) 一般工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事	発注者の設計図書が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、VII-1-2「(2) 鉄塔・反射板工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
読み替え前	読み替え後	
直接工事費の額	直接製作費及び直接工事費の合計額 (※1)	直接工事費の額 (※2)
共通仮設費の額	間接労務費及び共通仮設費の合計額 (※1)	間接労務費及び共通仮設費の合計額 (※2)
現場管理費の額	工場管理費、現場管理費及び機器間接費の合計額 (※1)	工場管理費及び現場管理費の合計額 (※2)
一般管理費等の額	一般管理費等の額 (※1)	一般管理費等の額
<p>※1 見積等による機器単体費で直接製作費、間接労務費、工場管理費、一般管理費等の内訳が明らかでないもの（以下「当該機器単体費」という。）については、当該機器単体費について、以下のように取り扱う。</p> <p>当該機器単体費の額に10分の6を乗じた額を上表直接工事費の額の読み替え後の欄の直接製作費の額に加える。  当該機器単体費の額に10分の1を乗じた額を上表共通仮設費の額の読み替え後の欄の間接労務費の額に加える。  当該機器単体費の額に10分の2を乗じた額を上表現場管理費の額の読み替え後の欄の工場管理費の額に加える。  当該機器単体費の額に10分の1を乗じた額を上表一般管理費等の額の読み替え後の欄の一般管理費等の額に加える。</p> <p>※2 電気通信設備工事（鉄塔・反射板工事）における見積等により鉄塔製作費で直接製作費、間接労務費、工場管理費の内訳が明らかでないもの（以下「当該鉄塔製作費」という。）については、当該鉄塔製作費について、以下のように取り扱う。</p> <p>当該鉄塔製作費の額に10分の6を乗じた額を上表直接工事費の額の読み替え後の欄の直接工事費の額に加える。  当該鉄塔製作費の額に10分の3を乗じた額を上表共通仮設費の額の読み替え後の欄の間接労務費の額に加える。  当該鉄塔製作費の額に10分の1を乗じた額を上表現場管理費の額の読み替え後の欄の工場管理費の額に加える。</p> <p>なお、入札者の内訳書において、機器単体費の直接製作費、間接労務費、工場管理費、一般管理費等の内訳が明らかでない場合は、上記と同様に取り扱うものとする。</p>		



## 配置予定技術者の取扱いについて

一般競争入札（条件付）では、配置予定技術者の取扱いを次のとおり、平成26年4月1日以降の入札公告共通事項に記載しています。この取扱いに従っていない場合は、入札参加資格が認められず不適格とされますので十分御理解のうえ、入札参加資格確認申請を行ってください。なお、共同企業体方式で発注する場合は取扱いが異なる点がありますので、それぞれの一般競争入札（条件付）公告共通事項をご覧ください。

なお、総合評価落札方式の入札案件で、配置を予定する技術者に専任が必要とされる工事に入札参加申請を行う場合には、同一の技術者で3件までの工事に入札参加申請ができます。ただし、配置技術者の専任が必要とされない工事のみに入札参加する場合には、適正な施工の確保ができる範囲であれば、1人の技術者で3件以上の工事にも入札参加ができます。

### 総合評価落札方式以外の場合

記載事項はありません。

### 総合評価落札方式の場合

- (1) 配置技術者の専任が必要とされる工事（以下「専任工事」という。）では、入札参加資格確認申請を行う時点において、岡山県が行う入札以外の入札で配置予定の技術者として入札への参加申請を行っている技術者を配置予定技術者とすることはできない。また、岡山県が入札公告を行った専任工事に配置する予定の技術者を、その工事の落札決定があるまでは、岡山県以外の者が発注する工事の配置予定技術者とすることはできない。

（解説）

総合評価落札方式以外の入札のみに参加申請を行っている技術者については、岡山県以外が行う入札の配置予定技術者とすることができます。ただし、総合評価落札方式により発注を行っている、配置技術者に専任が必要とされる工事については、以下の制限があります。

- ① 総合評価落札方式の場合、請負金額（税込）が~~3,500万円~~~~2,500万円~~（建築一式工事では~~7,000万円~~~~5,000万円~~）以上となる工事（以後は「専任工事」といいます。）では、入札参加申請を行うときに、岡山県以外の入札に配置予定技術者として申請している技術者を配置予定技術者としてはいけません。
- ② 総合評価落札方式の場合、岡山県が発注している専任工事の入札に配置予定技術者として参加した技術者を、その入札の落札決定があるまでは、岡山県以外の入札で配置予定技術者としてはいけません。

\*H28.6.1修正

### 総合評価落札方式以外の場合

- (1) 配置技術者の専任が必要とされる工事（以下「専任工事」という。）（橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できるもの及び議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡山県条例第2号）第2条の規定により議会の議決を経なければならない契約に係る工事（以下「議会案件工事」という。）を除く。）では、入札参加資格確認申請を行う時点において他の工事に主任技術者又は監理技術者として従事している技術者（主任技術者にあつては、本件入札に係る工事と同一の場所又は隣接した場所で行われる他の工事（岡山県が認めるものに限る。）において、主任技術者として従事しているものを除く。）は、従事中の工事に係る工期の終期が本件工事に係る請負契約の締結日の前日以前である場合又は従事中の工事に係る完成を確認するための



検査が本件工事に係る請負契約の締結日の前日までに行われることが明らかである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。

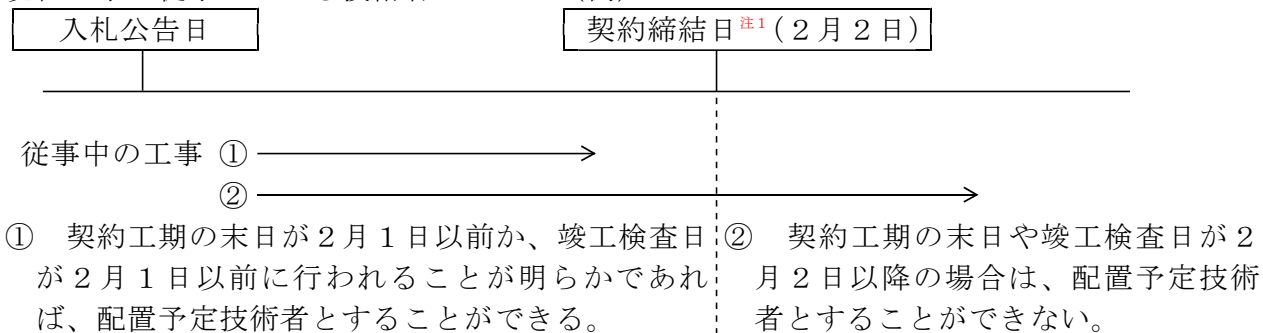
#### 総合評価落札方式の場合

(2) 専任工事（橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できるもの及び議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡山県条例第2号）第2条の規定により議会の議決を経なければならない契約に係る工事（以下「議会案件工事」という。）を除く。）では、入札参加資格確認申請を行う時点において他の工事に主任技術者又は監理技術者として従事している技術者（主任技術者にあつては、本件入札に係る工事と同一の場所又は隣接した場所で行われる他の工事（岡山県が認めるものに限る。）において、主任技術者として従事しているものを除く。）は、従事中の工事に係る工期の終期が開札日の前日以前である場合又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が開札日の前日までに行われることが明らかである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。

(解説)

専任工事（橋梁やポンプ、ゲートなどの工場製作が含まれていて、工場製作だけが行われる期間と現場施工を行う期間が明確に分かれている工事及び契約締結に議会の議決を必要とする工事（予定価格が5億円以上の工事）を除きます。）では、入札参加申請を行う時に、他の工事に主任技術者又は監理技術者として従事している技術者（主任技術者として申請している場合には諸経費調整対象工事に主任技術者として従事している技術者は除きます。）は、その契約工期の末日又は竣工検査日が本件工事に係る請負契約の締結日<sup>註1</sup>の前日以前となっている場合を除いて、配置予定技術者とすることはできません。（注1：総合評価落札方式の入札の場合、「本件工事に係る請負契約の締結日」を「開札日」と読み替える。以下同じ。）

現在工事に従事している技術者について（例）



#### 総合評価落札方式以外の場合

(2) 入札参加資格確認申請を行う時点において他の工事（専任工事に限る。）に主任技術者又は監理技術者として従事している技術者（主任技術者にあつては、本件入札に係る工事と同一の場所又は隣接した場所で行われる他の工事（岡山県が認めるものに限る。）において、主任技術者として従事しているものを除く。）は、従事中の工事に係る工期の終期が本件工事に係る請負契約の締結日の前日以前である場合又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が本件工事に係る請負契約の締結日の前日までに行われることが明らかである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。ただし、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できる工事及び議会案件工事の入札を除く。

#### 総合評価落札方式の場合

(3) 入札参加資格確認申請を行う時点において他の工事（専任工事に限る。）に主任技術者又は監理技術者として従事している技術者（主任技術者にあつては、本件入札に係る工事と同一の場所又は隣接した場所で行われる他の工事（岡山県が認めるものに限る。）において、主任技術者として従事しているものを除く。）は、従事中の工事に係る工期の終期が開札日の前日以前である場合又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が開札日の前日までに行われることが明らかである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。ただし、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できる工事及び議会案件工事の入札を除く。

(解説)

入札参加申請を行うときに、専任工事に主任技術者又は監理技術者として従事している技術者（主任技術者として申請している場合には諸経費調整対象工事で主任技術者になっている技術者は除きます。）は、その契約工期又は竣工検査日が本件工事に係る請負契約の締結日<sup>注1</sup>の前日以前となっている場合を除いて、配置予定技術者とすることはできません。ただし、橋梁やポンプ、ゲートなどの工場製作が含まれていて、工場製作だけが行われる期間と現場施工を行う期間が明確に分かれている工事や契約締結に議会の議決を必要とする工事（予定価格が5億円以上の工事）の入札では、このような取扱いをしません。

#### 総合評価落札方式以外の場合

(3) 入札参加資格確認申請を行う時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の技術者（3名まで）を配置予定の技術者として入札参加資格確認申請を行うことができる。この場合において、落札者となった者は、本件工事に配置予定技術者として申請した複数の技術者の中から本件工事に配置する技術者を本件工事請負契約の締結時（議会案件工事にあつては、本件工事請負契約に係る県議会の議決時）までに特定すること。

#### 総合評価落札方式の場合

(4) 議会案件工事においては、入札参加資格確認申請を行う時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の技術者（3名まで）を配置予定の技術者として入札参加資格確認申請を行うことができる。この場合において、落札者となった者は、本件工事に配置予定技術者として申請した複数の技術者の中から本件工事に配置する技術者を本件工事請負契約に係る県議会の議決時までに特定すること。

(解説)

総合評価落札方式以外の入札による工事及び予定価格（税込）が5億円以上の工事では、入札参加申請を行う時に配置予定技術者を特定できない場合には、3名までを配置予定技術者として入札参加できます。なお、落札者となった者は、総合評価落札方式以外の入札による工事では本件工事請負契約の締結時までに、予定価格（税込）が5億円以上の工事では県議会の議決時までに、どの技術者を配置するか特定しなければなりません。

また、総合評価落札方式による入札で予定価格（税込）が5億円未満の工事では、入札参加申請を行う時には、配置予定技術者を特定していなければいけません。

#### 総合評価落札方式以外の場合

(4) 専任工事を含む複数の工事に同一の技術者を配置予定技術者として入札参加資格確認申請を行った場合（(3)の場合（橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であつて、工場製作と現場施工において異なる監理技術者等を各1名配置することにより複数の技術者配置となる場合を除く。）を除く。）において、専任工事について先に落札決定があつ

た場合は、同一の技術者で入札参加資格確認申請を行った他の入札（岡山県が行ったものに限る。ただし、同一の場所又は隣接した場所で行われる他の工事（岡山県が認めるものに限る。）において、同一の技術者を主任技術者として入札参加資格確認申請を行った入札（以下「隣接工事入札」という。）を除く。）は、無効とする。また、配置技術者の専任が必要とされない工事（以下「非専任工事」という。）について先に落札決定があった場合は、同一の技術者で入札参加資格確認申請を行った他の入札のうち専任工事の入札（岡山県が行ったものに限る。ただし、隣接工事入札を除く。）は、無効とする。なお、これらの場合においては、落札決定があった工事以外の工事に係る入札（隣接工事入札及び非専任工事で先に落札決定があった場合における当該非専任工事以外の非専任工事の入札を除く。）について、直ちに取下書を提出すること（岡山県電子入札システムによる取下げを含む。）。ただし、既に入札を行っている場合には、直ちに該当機関へ連絡をすること。

#### 総合評価落札方式の場合

(5) 岡山県が発注する専任工事を含む複数の工事に同一の技術者を配置予定技術者として入札参加資格確認申請を行った場合（(4)の場合（橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作と現場施工において異なる監理技術者等を各1名配置することにより複数の技術者配置となる場合を除く。）を除く。）において、専任工事について先に落札決定があった場合は、同一の技術者で入札参加資格確認申請を行った他の入札（岡山県が行ったものに限る。ただし、同一の場所又は隣接した場所で行われる他の工事（岡山県が認めるものに限る。）において、同一の技術者を主任技術者として入札参加資格確認申請を行った入札（以下「隣接工事入札」という。）を除く。）は、無効とする。また、配置技術者の専任が必要とされない工事（以下「非専任工事」という。）について先に落札決定があった場合は、同一の技術者で入札参加資格確認申請を行った他の入札のうち専任工事の入札（岡山県が行ったものに限る。ただし、隣接工事入札を除く。）は、無効とする。なお、これらの場合においては、落札決定があった工事以外の工事に係る入札（隣接工事入札及び非専任工事で先に落札決定があった場合における当該非専任工事以外の非専任工事の入札を除く。）について、直ちに取下書を提出すること（岡山県電子入札システムによる取下げを含む。）。ただし、既に入札を行っている場合には、直ちに該当機関へ連絡をすること。

#### (解説)

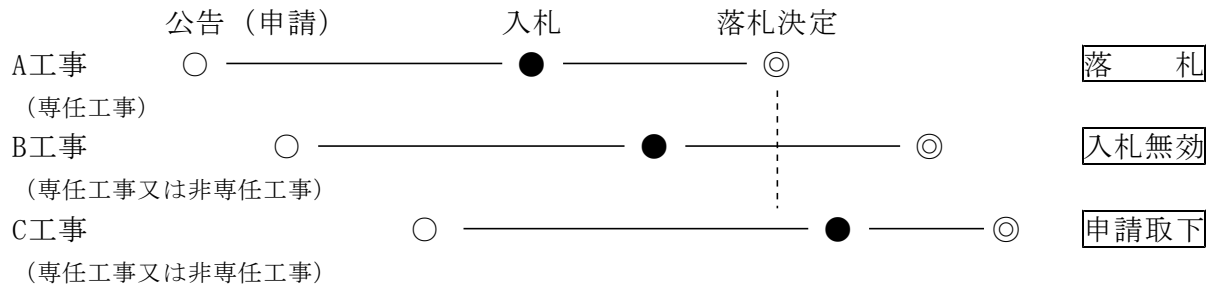
1人の技術者だけで専任工事を含む複数の工事の入札に参加した場合の取扱いです。専任工事を含めて複数の工事に配置予定技術者として参加している技術者は、専任工事で先に落札決定があったときは、同じ技術者で入札参加をしている他の入札は無効とします（諸経費調整工事に同じ技術者を監理技術者としてではなく主任技術者としてのみ参加している入札を除きます。）。

また、配置技術者の専任が必要とされない工事（以後は「非専任工事」といいます。）で先に落札決定があったときは、他の工事のうち専任工事（諸経費調整対象工事に同じ技術者を監理技術者としてではなく主任技術者としてのみ参加している入札は除きます。）の入札は無効とします。

専任工事の落札決定があった場合は落札決定があった工事以外のすべての入札（諸経費調整対象工事に同じ技術者を監理技術者としてではなく主任技術者としてのみ参加している入札は除きます。）、非専任工事の落札決定があった場合は同一の技術者で入札参加している専任工事の入札（諸経費調整対象工事に同じ技術者を監理技術者としてではなく主任技術者としてのみ参加している入札は除きます。）について、すぐに取下書を出してください（電子入札システムで取り下げも可能です。）。ただし、既に入札を行っている場合には、すぐに入札を行った県民局などへ連絡してください。

具体的な流れは次のとおりです。

3 件の工事に同一技術者を重複申請した場合の例（1）

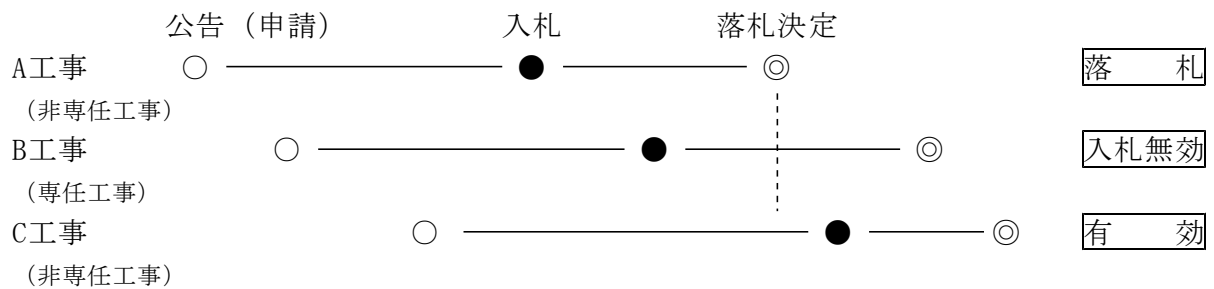


A 工事で落札決定通知があった場合の対応

入札後の B 工事：直ちに B 工事発注機関に F A X の上で電話連絡

入札前の C 工事：直ちに C 工事発注機関に取下書を提出（電子入札システムでも可）

3 件の工事に同一技術者を重複申請した場合の例（2）

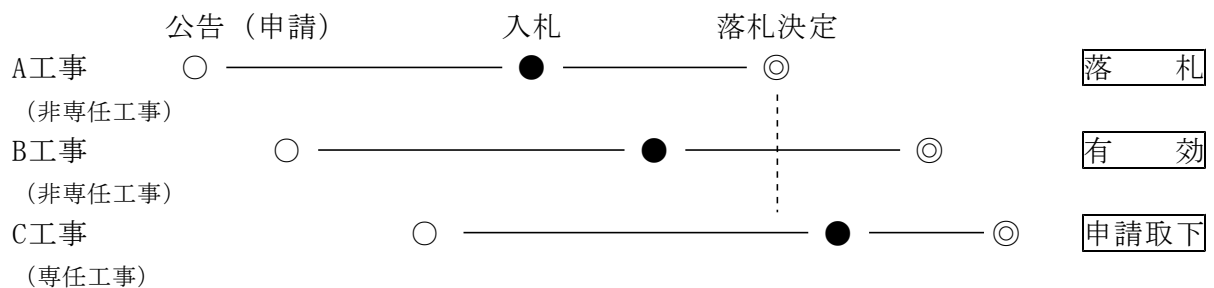


A 工事で落札決定通知があった場合の対応

入札後の B 工事：直ちに B 工事発注機関に F A X の上で電話連絡

入札前の C 工事：有効な入札となるので、そのまま入札を行う

3 件の工事に同一技術者を重複申請した場合の例（3）



A 工事で落札決定通知があった場合の対応

入札後の B 工事：有効な入札ですので、新たな手続きは不要

入札前の C 工事：直ちに C 工事発注機関に取下書を提出（電子入札システムでも可）